

提 案 理 由

議案第53号 養父市振興計画審議会設置条例及び養父市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

理 由 本件は、令和4年度における組織再編に伴い、養父市振興計画審議会及び養父市行政改革推進委員会の庶務を行う所管課を経営政策課から経営政策・国家戦略特区課へそれぞれ変更するものである。

なお、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものである。

議案第54号 八鹿文化会館・八鹿公民館解体工事請負契約の変更について

理 由 本件は、第108回養父市議会定例会（令和3年9月）において議決のあった八鹿文化会館・八鹿公民館解体工事の請負契約について、契約金額の変更を行うため、養父市議会の決議に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第55号 除雪ドーザ（11トン級）の取得について

理 由 本件は、現在使用している除雪ドーザが、昭和62年11月に購入し、初期登録から34年が経過しており、老朽化が著しいため更新を行うもので、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものである。